

海と日本プロジェクトin浜名湖実行委員会 規約

(名称)

第1条 この団体は、海と日本プロジェクトin浜名湖実行委員会という。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を静岡県湖西市新居町中之郷3727-7 浜名湖競艇企業団内に置く。

(目的・事業)

第3条 この団体は、日本財団の助成事業の趣旨である(1) 広く一般に対し、海の大切さや重要請を効果的に認識させる、(2) 日本の祝日「海の日」の周知、啓発に繋げる、(3) 次世代を担う子供たちの海に対する好奇心を喚起する、(4) 事業を通じて、今までにない視点で海に触れたり感じたりする経験を提供することを目的とし、事業を行なう。

(実行委員会)

第4条 この団体は、目的に賛同する団体で構成する。

(役員)

第5条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 若干名
- (3) 監事 2名

(役員の仕事)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第7条 実行委員会の委員の任期は、実行委員会の結成から解散の日までとする。

(会議の招集)

第8条 実行委員会の会議は、会長が招集し会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 実行委員会は、事業の実施、事業報告の承認、予算及び決算の承認、その他本会の運営に関する重要な事項を決定する。

(事務局)

第9条 実行委員会には、事務局を置く。

2 会長は、各事務局に局長及びその他必要な職員を置く事ができる。